

# 八戸藩の農民統制(下)

工藤 祐 董

## 六 農民統制の実態

農民統制に関連する八戸藩の農村支配の基礎条件・農村支配機構・農村支配の基礎法制等について概要を述べたので、次に農民統制の実態を概観する。幕藩農民統制法令の基本的目的・あるいはその背景にある基本的思想として、「年貢収納の確保増大」、「身分階層制の維持」、「儒教的王道思想」の三つを挙げたが、そのうちで農民統制にもっとも深く関連していたのは「年貢収納の確保増大」である。諸藩財政は、参勤交代とそれに伴う江戸での消費生活、幕府への勤役等による支出の増大に、年貢を根幹とする財政収入で対応できなかったことにより、おしなべて窮乏の一途を辿った。八戸藩においても事情は同様であり、前述した平均約三年に一度の冷害による年貢収納の低下・不安定は藩財政の窮乏を促進した。八戸藩政の中心課題は、諸藩と同様に、次第に悪化する財政困難に対する打開策の樹立であったと言ってもよい。したがって藩財政の窮乏により、藩当局は年貢収納の確保増大に焦慮せざるをえず、このことが、農民に対する支配統制に深刻な影響を及ぼした。財政窮乏が農民統制に及ぼした影響は「目付所日記」、「勘定所日記」の記述の随所に伺われる。

### (一) 藩政初期の有力百姓の抵抗の形跡

八戸藩政が開始されたのは寛文五年(一六六五)であるが、創藩後間もない寛文・延宝・天和年間に大百姓や肝煎の欠落の記録が「目付所日記」に散見される。このような欠落事例を若干あげる。

#### 1 川原木村左藤四郎一家欠落事例

寛文七年八月晦日(目付所日記)

「一川原木村左藤四郎と申者高三拾壹石四斗持地仕、親子八人の手廻廿八日之晩何方とも不知走申候由、蛇口喜左衛門披露仕、其五人組為尋可申由被仰付、弥家内改指置、追而披露仕候へ由被仰付候、」文中の「……何方とも不知走申候……」の「走る」は欠落したの意である。左藤四郎は三拾壹石四斗の高持百姓であり、八戸藩の標準百姓とされる高六石に比較すると大百姓である。

#### 2 石堂村百姓一家十九人欠落事例

延宝二年十月廿六日(同)

「一長苗代内石堂村助五郎手廻り十九人にて 昨廿五日之晩走申由、接待覚兵衛披露、」

長苗代通石堂村の百姓一家十九人の欠落を係役人が家老席へ報告した記事である。

同年十一月八日(同)

「一石堂村助五郎六戸之内猪戸瀬と申所ニ居申由、五戸御代官又助弟清九郎と申人より此方御代官へ申来ル付而、石堂村御百姓共助五郎召連参候様ニと被遣、」

同年十一月十七日(同)

「一石堂村助五郎尋ニ参候五人組共并きもいり料金にて御免被成候由、大浦作右衛門ニ被仰付、」

同年十一月十八日(同)

「一石堂村助五郎七戸にて見出候由、野辺地忠左衛門殿より状来ル付、同様御報被遣、并助五郎召連参候様ニと御足輕五人ニ御百姓添七戸へ被遣、」

「一石堂村助五郎手廻不残当着、」

同年十一月廿九日(同)

「一石堂村助五郎料金ニ而御免被下度段大浦作右衛門申上候付、御免被成はつ、」

同年十一月六日(同)

「一石堂村助五郎首代三両差上、籠より上ル、」

助五郎の持高は不明であるが、手廻十九人とあるので大百姓と推定される。欠落人があった場合には、通例その所属五人組は藩境まで搜索し結果を藩の係役人に報告しなければならなかった。この場合も五人組に搜索が命ぜられたものと思われる。そうこうしているうちに、助五郎が盛岡藩領六戸の猪戸瀬(犬落瀬)にいる旨、五戸代官の弟から長苗代官に通報があった。しかし連れ戻しに失敗したらしく、肝煎と五人組は

科料を科せられた。ついで、盛岡藩七戸代官野辺地忠左衛門から、助五郎を七戸で発見した旨八戸藩に通報があり、藩では足輕五人に五人組の百姓達を添えて、助五郎一家を八戸に連れ戻した。その後大浦作右衛門(助五郎を支配する地頭武士か)より藩に対して、料金で助五郎を許してほしいとの助命願が出され、藩では首代(打首に代えて科する料金、首次金、首継金とも言う)三両を科して出牢させたものである。

天和二年十二月十七日(同)

「一長苗代御代官所 内侍肝入三右衛門去十三日欠落仕由、則闕所被仰付、」

同年十二月廿三日(同)

「一野辺地忠左衛門殿より去廿二日未の刻付ニ而三浦助右衛門・重茂左右衛門へ状来、欠落仕候三右衛門儀、去ル十七日之昼田名部之内大平村次右衛門と申者之処へ参候、田名部御代官枋内与兵衛御与力被参、三右衛門召仕三藏掬取、籠舎へ入置候由申参候、就夫御足輕四人・御小者式人請取被遣、」

天和三年二月十六日(同)

「一御役人衆会所寄合拷問之上ニ而、肝入三右衛門江何も聞被申答也、」

同年二月十七日(同)

「一肝煎三右衛門地方入札御被成、」

同年二月十八日(同)

「一御役人衆中御会所寄合肝煎三右衛門江聞被申、」

同年二月十九日(同)

「一きもいり三右衛門手代与兵衛儀御免被成、古家へ御返し置被成、三右衛門家来三藏御免身代金上ル様ニと御町奉行へ被仰渡、其外三右衛門家内それぞれに被仰渡、」

同年三月五日(同)

「一肝煎三右衛門持地、先日入札、残地今日入札御披被成」

この事例本文中の「侍肝煎」は地頭武士の給所肝煎のことである。欠落判明後まもなく嗣所に処されている。嗣所は財産没収処分であるが、八戸藩では家族召使の収公を伴うのが通例で、収公された土地・家屋・財産・家族と召使は入札に付されるのが普通だった。ただし、家族と召使は親類・縁者に落札されるのが通例だった。前事例と同様に盛岡藩七戸代官野辺地忠左衛門より、八戸藩の係役人へ、田名部代官所管内大平村で、同代官所与力が三右衛門とその召使三藏を召捕り入牢させている旨の通報があった。八戸藩では足軽四人・小者一人を派遣し身柄を受取った。三右衛門は会所(裁判所、ただし裁判の意味にも用いられた。裁判は目付・勘定頭・寺社町奉行の三役列席でなされた)で拷問による取調を受け、手代与兵衛は無罪放免、家来三藏は身代金(首代)を差し上げ放免、家族にもそれぞれ申渡しがあった。三右衛門については記録されていないが、家来三藏が首代を科されている事から見ると打首となったものと推定される。家族に対する申渡しの内容は不明である。なお三右衛門の持地は入札に付された。肝煎は大百姓から選ばれるのが普通で、この事例も大百姓の欠落事例である。

以上大百姓の欠落事例を三つあげた。「目付所日記」、「勘定所日記」の欠落事例には、年貢滞納、年貢引負(年貢横領―肝煎等の場合)等欠

落事由を示しているのが普通である。しかし以上の三事例については、欠落事由が書かれていない。藩の日記類は公式記録であるためか、藩にとって不都合な事項に関しては触れていないのが通例であり、公式記録の限界が伺われる。藩政初期にこのような大百姓の欠落が見られるのはなぜか。また欠落事由が記録されていないのは、藩にとって不都合な事由だったからと推定される。

旧盛岡藩領が八戸藩に分割されたのに伴ない、給所の大規模な割替が行なわれ、新たな地頭武士に百姓がなじめず、特に大百姓とか年貢徴収の末端責任者である肝煎等と新地頭との間に葛藤が生じていたのではなか。また新藩の創設にあたり召出された家臣達が、藩政処理に未熟で百姓に不満を持たれていたのではないか。その結果大百姓が消極的な欠落という形で抵抗したのではないかと思われるが、推定にとどまる。

しかし、「目付所日記」寛文十一年三月廿二日の項に「一沢里肝煎市藏金子之義ニ付而、御代官方へいひかけ仕候ニ付而成敗被仰付、」とあり、沢里村の肝煎市藏が、恐らくは年貢金に関してであろうか、金銭の事で代官に難くせをつけ、成敗されたと記録されている。成敗は打首である。一例にとどまるが、公然の反抗である。公然の反抗を示すこの事例と前記欠落事例は、新藩や新地頭武士に対する百姓の不満を大百姓や肝煎が代表する形で、散発的ながら積極的あるいは消極的に抵抗した形跡を示すものではなからうか。藩ではこれに対して、前述のように、地頭と思われる家臣の助命願を容れて首代を科して釈放する有和的処置を取ったり、成敗という厳罰を科して対処している。

## (二) 年貢収納の確保と農民統制―悪化する藩財政を背景として―

諸藩財政は構造的に農民の年貢に依存せざるをえなかったが、八戸藩の場合、慢性的な冷害は農民に打撃を与えたばかりではなく、藩財政の窮乏化を加速した。藩財政が悪化すればする程、年貢収納の確保増大のために、農民の負担は増大される傾向があり、特に税制面からする農民に対する規制が強化され、厳重化されていた。

### 1 八戸藩農政の概要

藩農政の基本的目的は年貢収納の確保増大であるが、そのためには農業生産の維持発展を図る必要があった。農業生産維持のために取った施策は次のようなものである。

#### (1) 春普請と秋普請等灌漑用水確保対策

毎年春、農耕期の開始前、藩は各地域の農民を使用して、用水堤や堰、河川の浚渫、堤防の改修を実施し灌漑用水の確保につとめたことが「勘定所日記」に記録され、春普請と呼ばれていた。その一例を次にあげる。

元禄六年二月廿五日

「一如毎年之長苗代堰御普請御人足百五拾人被仰付、雪消次第御ふしん可被成候間、人足割仕候様ニと御代官衆へ申渡ス、

一長苗代堰御普請之時分三丁目清太夫方より御普請中四人宛出シ、知行所へ之堰為堀被下候、当年、清太夫方より訴訟之上出申人足御免、手前普請ニ仕様ニと被仰付、はりハ御人足ニ而はり申答ニ被仰付、これによると、堰普請は家臣の知行所に対しても実施され、知行所の百姓も人足として使用された事、また知行所の場合は「手前普請」（藩による普請ではなく、知行武士による普請）を命ぜられる事もあった事

が判る。灌漑用水の管理にあたる役職として、堤奉行、水奉行が置かれていたが、大規模な用水堤や堰の改修には臨時に普請奉行が任命された事が「同日記」に記録されている。また洪水等で水門や堰が決壊した時には直ちに復旧工事が行なわれた事も記録されている。このような春普請や堤や堰の改修工事は藩費によってなされた事は、「同日記」の次の記事から知られよう。

天保元年三月十五日

「一長苗代通春普請費用代金拾両、惣乙名并名主彦右衛門・助太郎・多兵衛呼出、御代官堤奉行立合相渡、」（註 普請費に人足代も含まれていた。）

天保十三年十二月十七日

「一四千八百貫文、去子十月九日被仰付、正法寺村渡葉水門御普請金一千三百五拾貫文、右渡葉揚堰御普請金」

天保十四年二月七日

「一千六拾七貫九百七拾九文、右者長苗代通去寅年春御普請より秋御普請迄惣ノ高、」

以上によって、春普請の外に秋普請も行なわれていた事が判る。また春普請の開始以前に堤奉行の見分（実施調査）が行なわれる等灌漑用施設の維持管理、水田への通水の確保に藩はかなりの努力を傾注していた。

#### (2) 仕付見分、不仕付改、検地

凶作や飢饉は連続的に起る場合が多い。このような場合は種籾等の不足、苗の成育不良、耕作農民の人口減、飢饉による労働能力の喪失等により、仕付状況（作付状況）が懸念される訳である。このような状況の

際には、藩は仕付見分、不仕付改めの役人を随時各「通」に派遣した。次もその一例である。

天保五年八月廿五日（日付所日記）

「一八戸廻稲田江稗仕付、見分并改御目付被仰付岩泉徳弥、

一長苗代通同断ニ付御目付被仰付、

右何連茂於御席被申達之、

一八戸廻右同断改被仰付、岩泉重蔵・久保治助、

一長苗代通右同断改被仰付、藤井勇太夫・西久保弁次郎、

右何連茂御勘定頭先立於御席申達之、」

これは天保飢饉時の記録であるが、飢饉対策として、藩では冷害に強い稗を稲田へ植える事を奨励あるいは指示していたものと思われる。なお冷害対策としては文化八年の晩稲禁止令が見られる。

藩領域は冷害により収穫が不安定であるため、秋収穫期を前にして、

検見を実施し、それに基づいて年貢を収納していた。「日付所日記」によると、検見は寛文七年（一六六七）に始まっている。検見は領内を幾つかの地域に分けて一斉に行なわれた。「同日記」によれば、作毛の霜枯、風損、天候不順等の天災の場合、代官の報告や申請によって領内全域あるいは一地域を限って行なわれた場合もある。検見の地域区分にも変動があった。盛田稔『近世青森県農民生活史』は盛岡藩の歩成について、同藩の歩成は標準課税率であり、実際には常に若干の増減があったようであるとしているが、八戸藩でも事情は同様で、検見に基づいて、歩成が増減された。検見は延宝二年以降ほとんど毎年実施されたが、正徳五年（一七一五）に全領内の隔年検見が定められた。しかしながら、

上杉文書「年中行事」八月廿日の項には「当時御検見御見分無之」と記録されている。「年中行事」は藩政末期のものと推定されるものであり、藩政末期には検見が実施されていなかった事が判り、数ヶ年の租率を平均した定免による年貢徴収方法に移行したもののようである。<sup>(2)</sup> 検見は藩と農民の双方に煩わしいものであり、農民の側から検見の免除を願い出した例も見られる。定免制は藩と農民双方の負担を取り除くものであり、藩にとっては年貢収納の安定化につながるものである。

検地については「農村支配の基礎法制」において触れたが、藩政初期の領内惣検地の実施以後は、新田検地、川欠検地、打直検地等小規模の検地が随時必要に応じて実施された。藩政改革期文政十一年（一八二八）に領内惣検地の命令が出されたが、これは先述のように、惣検地により内高を増し、八戸南部家を城主格に昇格させる意図によるものだった。なお新田開発が享保期以後停滞した事については先に述べた通りである。

### (3) 農民に対する金穀の貸付・払下・施与

凶作や飢饉時には、飯米に窮し、穀物の種子も所持しない困窮農民が出現するのが通常で、飢饉時には特に多数にのぼった。このような際には、藩は困窮農民に対し、金穀を貸付たり、穀物を払下げて救済に当り、翌年の作付の維持確保に努めた。

盛田稔前掲書所収「凶作年表」には記載されていないが、創藩の翌年と翌々年にあたる寛文六年・七年も相当程度の凶作に見舞われていた事が、「日付所日記」寛文八年四月五日の記録から知られる。これは盛岡藩よりの書状に対する返書の内容を書留めたものであるが、その中に「……爰元御領分兩年不作仕、其上去秋之洪水ニ而作毛流申に付而御百

姓共草臥、当作仕付申儀不能成ニ御座候処ニ……」と、二年連続の不作と前年秋の洪水で作毛が流れて、百姓は今年の仕付もできない状態である事を述べている。創藩早々に連続凶作に見舞われた訳であるが、藩は窮民に対して蔵米を時の相場よりも若干下値に払下げた事が、次のように記録されている。

寛文八年四月六日（目付所日記）

「江戸より御蔵米弍式百駄御払可被成由、殊外御百姓・御町之者草臥申ニ付一・二・三割も下直払候様ニと被仰下ニ付而、御町奉行衆・御代官衆・御勘定頭衆ニ被仰渡、但御領分より外へ出申間敷由、就者久慈御蔵米・軽米御蔵米も右趣払候様ニと被仰遣、」

同年四月八日（同）

「江戸より被仰越通御百姓共・御町之者共困窮仕ニ付而、御蔵米常之（相カ）惣場よりハ少々下直払申ニと被仰下ニ依而、御城廻御代官所御百姓共飯米持不申ニ付而、五十駄申請度由御代官書物以申上ル、但弍駄ニ付而弍歩百文宛払被遣、只今之惣場御蔵米弍駄ハ弍歩ト代弍百三拾文仕、御町ノ惣場弍駄弍歩弍拾文之積ニ当故、右之通御米五拾駄払被遣、

一御蔵米拾五駄ハ、浜御代官所御百姓同断払被遣、

一御蔵米七拾駄、当御町之者共同断ニ払被遣、

一御蔵米五駄ハ、田代村御炭焼申御百姓共弍拾老人被借遣、委細御勘

定所留書在り、但御代官衆訴詔仕候付而如此、

この蔵米の市価より若干安値の払下は在江戸の藩主の命令によりなされたものであるが、管轄代官の申請通りに払下げられた。なお田代村の

炭焼百姓に対しては貸付となっている。この蔵米払下げは他の代官所百姓に対してもなされたが、記録の掲載は省略する。付言すれば一駄は七斗五升である。

元禄八年（一六九五）は飢饉となったが、同年七月廿三日の「勘定所日記」には「一当年田畑共に不作故御百姓共餓死可仕与思召、御当領より他国へ付申石物御留被成……」とあり、百姓の餓死を防ぐため、いち早く穀留を発令し、そのための番所を領境に置いた事を記録している。

続いて八月廿二日の項には「一当年餓死故在々へ石物改人被遣……」とあり、在々へ穀物保有高調査の役人を派遣した事を伝えている。飢饉による窮民対策を立てる為の基礎調査である。なお、「餓死故」は餓死者が出ると予想される意と解される。藩財政の悪化は延宝年間に始まり、天和三年（一六八三）から家臣の俸禄借上（借知）を実施する等、財政困難が募りつつあった。このような状況下に飢饉に直面した藩では、江戸屋敷への送金、家中扶持米をどうするかについて、家老が惣役人に寄合相談を命じたが、良策を何一つ打ち出せず、「当年餓死仕段」（今年に餓死者が出る予想される旨）在江戸の藩主へ報告する事になった。「同日記」八月廿五日の項に記載されている。財政困難の下で飢饉に遭遇した藩の役人達は江戸屋敷への送金、家中扶持米についてさえ、これと言った対策も立てられず、穀物改めはしたものの、餓死者が出るのを防止する術もなく、放置せざるをえない状況にあった。積極的な飢餓防止策を打出せなかつた藩は、飢饉のため津軽、秋田より流れこんだ窮民の領外追放を惣代官に命じたり、粟・稗の穂切盗人の取締役人を任命し毎夜田畑を巡回させたり、朝晩作場への出入禁止の札を立てさせる等、

少しでも多くの穀物を家中及び領民の為に確保する消極策を実施するに止まった。前述穀留もその一つである。その他惣役人が寄合（会議）を開き、諸事簡素化を図った事等が「同日記」八月の記事に見られる。

「同日記」同年十月十七日の項に次の記事がある。

「一 苫米地通当年田形不作ニ付種粳一切無御座候ニ付白志ね稻種五拾四石九斗志和へ被仰遣、為御取寄被下度候、当年之儀ニ御座候へハ、

代金出可申様無御座候間、来秋迄拝借被仰付被下度旨願上候所ニ、

左様ニハ不仰付候、百姓共はたらきを以種物調申様ニと三丁目清太夫ニ被仰付候、」

苫米地通（正規の「通」名ではなく通称である）の百姓達が種粳がないので、三丁目清太夫（管轄代官か）が、志和から種粳を取寄せ百姓達に貸付けて欲しいと願出たのに対し、これを許可せず、百姓達自身で調達するように指示したものである。冷酷な処置であるが、この年は志和もかなりの不作に見舞われた模様で、志和代官岩山伊五郎から飢饉に類した百姓が出た場合、御助米を藩で出してくれるか、また来春仕付できない百姓があった場合には米を貸付けてくれるかどうかについて藩に伺い出ている。これは「同日記」十月十五日の記事であり、したがって、志和から種粳を取寄せて貸付ける事は事実上困難だったと思われる。

同じく、十一月廿八日の「同日記」には、久慈代官白井平三郎が、久慈通百姓に対する種粳・大豆の貸付を願出たのに対し、藩には種粳・大豆が皆無なので、何とか百姓達自身で調達するようにと回答している。

しかし、同年十二月六日の記事には「一 志和当所年貢金毎年ハ請負米ニ被仰付候処ニ、去年・当年ハ御百生共御蔵ニ米納置、御百生共払米ニ

被仰付候、」とあり、志和の年貢米は、去年と今年は商人の請負米とせず、百姓救助の払下米にする為、志和の藩倉庫に貯蔵するよう江戸家老井上主馬から指令があった事を伝えている。志和の年貢は江戸屋敷の日用米と経費に充当されていたので、江戸家老から右の指令が出されたものであるが、百姓救済対策が皆無ではなかった事が判る。窮迫した財政の下では、藩は百姓を救済する意図はあっても、救済を実施し餓死者の発生を防止する事が事実上できない状態だった。

月日は前後するが、同年十一月十九日の「同日記」に飢饉について代官に交付された「覚」の中から二ヶ条を抜書する。

「一 飢饉付而所々犬給物無之及渴命候犬有之候者養育仕置、其員数書付早々役人方へ可被申達候、其内ハ其所にて介抱仕置候様ニ可被申渡

事、（第二条）

一所々御百姓共及渴命候者於有之者、早速人数書上可被申事、

附乞食ニ出候者ハ、其所々之御代官方札を出シ可申事（第四条）」

第二条は飢饉の最中でも飢えた犬があったら係役人へ届け出て、藩の処置があるまで飼って置く事を命じたものであり、当時至上命令であった「生類憐みの令」に基づくもので藩としても厳守を命ずる外なかったと解される。第四条は、飢饉に類した者があったら、その人数を報告する事を命ずると共に、食を求めて乞食に出る者があったら乞食札を交付する事を代官に命じたものである。飢饉人数の報告を命じても救済の手をさしのべる事ができたかどうか疑問であり、食を求めて乞食に出るのを拱手傍観せざるをえなかった窮状が知られよう。

翌元禄九年も凶作だった。藩も僅かながら具体的な飢人対策を取り始

めた事が「目付所日記」元禄九年二月十二日の項に見られる。

「一御屋敷廻御代官浅香権右衛門申上候へ、是川・嶋守・浜・山根通所々及飢候者共有之候由披露、依之稗被下候段老中被仰付、

一稗六拾俵駄賃伝馬ニて軽米より御取寄被成、右へ所々飢人ニ被下候積、」

右の文中、「御屋敷廻代官」は「八戸廻浜通代官」の通称である。

「披露」は係役人から家老へ報告することであり、「老中」は家老の別称である。これは飢人に稗六拾俵を施与したものである。藩はこの外にも埴渡村の飢餓百姓に対し、代官の申請により味噌六拾貫めを施与した事が、「同日記」四月廿六日の項に見られる。しかしこのような施与は飢人にとって焼石に水のようなものではなかったか。このような事例に見られるように、施与は小規模で一時凌ぎの救済策に止まり、いずれも所轄代官の願出によるものであった点が注目される。

次に「同日記」から飢餓百姓に対する金銭貸付の事例をあげる。

元禄九年三月十五日

「一志和江去ル七日ニ斯波庄左衛門被遣、及渴命候御百姓とも為御救御借シ被下候、則岩山伊五郎遂対談致吟味、老人ニ付而砂四分六厘八毛、但錢ニメ四百三拾文七分ニ中ル、面付帳御勘定頭披露之、」

志和の飢餓百姓救済のため、一人あたり四百三拾文余を貸付けたものである。一人あたりの金額は小額であるが、藩による救済はこの程度のもので、救済には限界があった事が伺われる。

元禄八年の飢饉による八戸藩の窮状を聞き、幕府は八戸藩の教寄屋橋門番を免したと、盛岡藩「雑書」同年十二月十一日の項に記録される程、

この飢饉は藩財政に打撃を与えた。元禄九年三月の「目付所日記」によると、藩では八戸町の町人達から合計八百九拾両を借上げ江戸屋敷への送金其他にあてている。更に七月四日には界の嶋や弥兵衛を勝手仕送商人として、四千七百両を借入っている。四千七百両は平年の八戸藩の全収入に相当するものであり、藩財政の窮迫が伺われ、有効な飢餓対策を藩が実施できなかった事も、このような事情によるものであろう。

藩は有効な百姓救済対策をほとんど実施でなかった。しかし、これに代って、在町の有力者達から所轄代官に対して、種粃・種大豆・種物購入代金、飯米購入代金を百姓に無利子で貸付け田畑を仕付させたいと願出した事例が「同日記」同年三月～四月の記事に続出している。その一例をあげる。

元禄九年三月廿日

「願書ノ写

一去年御領分一同之不作故、御百姓共飯米所持不仕、田畠仕付兼迷惑仕候聞、伊保内村・荒屋村・山根村・戸田村之御百姓ニ畑方仕付申時分錢五拾貫文、田形仕付申時分五十貫文合而百貫文利無ニ御蔵・御給所共ニ借付、御地方為仕付申渡奉存候、右之趣可然様ニ御披露奉願候、以上、

元禄九年三月十四日

伊保内町庄屋

屋久左衛門

中里半九郎様

嶋長左衛門様」

このような篤志者による救済により急場を凌いだ藩は、彼等に対して、代官を通じて謝意を表明した事が「同日記」に記されている事を付言する。

金穀の貸付については、元禄飢饉時の貸付不許可事例だけを挙げた。しかし、これは異常事態の際の事である。藩は元禄二年「舩」制度を設け、藩からも基金を出し、禄高に依り毎年一定金額を拠出させ、家臣の参勤交代の費用を支給したり貸付けたりした。この制度は次第に拡大され、町人や百姓にも貸付けられるようになり、家臣や町人・百姓に対する金融機関となった。凶作や飢饉その他の事由で舩金の貸付を受ける百姓や、商売のために貸付を受ける町人も少なくなかった。また吟味所から藩金を貸付ける場合もあった。百姓の場合は、飯米や種粃等の種物として、藩から米・雑<sup>(穀)</sup>石の貸付を受ける場合があり、凶作や飢饉時には特に多かった。このような金穀は拝借金とか拝借米・拝借雑石と呼ばれていたが、飢饉救済の金穀の利子は五分だった。

#### (4) 仁政の意図

御蔵百姓・給所百姓の名の下に領主・地頭武士に身分的に従属していた農民に対する支配統制は、基本的に厳しいものであった。八戸藩の場合も諸藩と同様に、村は自治的に組織されていたが、藩は名主・乙名の村方支配層や大下書・田屋等を通じて農民を支配統制していた。財政窮乏の進行過程で、特に税制面よりする農民統制は次第に強化されて行った。しかし、その中に仁政の意図が全くなかったであろうか。二代藩主直政は儒学に通じ五代將軍綱吉の側用人に登用された人物であったが、元禄八年の飢饉に際し、国元から今年は餓死者が出る見込であるが、手

の打ちようがないとの報告を受け、「……百姓共及餓<sup>(渴)</sup>ニ可申段、一入不便ニ思召候由被仰越」と、国元への書状の内容が、同年十月五日の「勘定所日記」に記されている。不憫に思っても、救済の術がない事を嘆いたものであろうか。

同年正月十四日の「同日記」には、久慈代官中里藤右衛門の転任の噂を聞いた久慈通百姓が勘定所に詰かけて留任を願出たり、庄屋・名主が更に書状を以て留任を願出た事が記されており、このように、百姓にしたわれた代官も見られる。また元禄飢饉の際に所轄代官の願いにより、因窮百姓に米・味噌を施した前述の事例もあり、直接農民に接する現地代官は窮乏百姓の救済に焦慮したものと見られる。同じく前述した農村有力者による金穀無利子貸付の陰にも各「通」代官の尽力がなかったであろうか。

三代藩主通信は盛岡南部家から養子に迎えられ、藩政振興に努めた藩主であった。その治世正徳元年（一七一）に、家老船越治助に領内巡視を命じた際に次のような「覚」が惣代官に交付された。

正徳元年三月廿四日（目付所日記）

「 覚

一 今度在々巡視被仰付、掃除等可為無用、但道橋有来通可仕、尤泊々之宿所如何様にも不苦候間、繕普請其外費なる儀可令停止事、

一 駕籠かき人足四人并伝馬老足之外不可出之、自然人馬入候儀有之ハ駄賃銭取、人馬無滞可相出来、

一 手水・鉢・せん足たらい等に至迄有来ヲ用、新規ニ支度堅無用之事、一 所々御百姓町人ハ不及申、名主・庄や日頃近付或ハ名懸<sup>(姓)</sup>之ものたり

といふ共不依何に進物持参可為無用事、

一御代官 名主・庄や・小走り等に至まで非分之儀有之ハ無遠慮直談、  
又ハ書付を以成共可訴之事、

一御ための儀存寄有之ハ無遠慮可申出、品により御ほうひ可被下之事、

附其所何者なり共妨をなし候もの有之ハ可申出事、

一御給所百姓非分之過役有之迷惑仕候ハ、是又可申出、其百姓いた  
ミ不申様ニ可被仰付候事、

一 道橋堰堤破損有之、見分申請度候ハ、可申出事、

一 宿々料理上ハ一汁三さい、下は一汁芫菜たるへき事、

右此趣所々名主御百姓と母急度承届様ニ可申渡也、

宝永八年三月廿三日

御年寄衆四人」

通信側近の家老船越治助に領内郷廻を命じ百姓町人の声を直接聞取り、  
施政に反映させようとしたものである。巡視の際は道橋の普請、宿の普  
請、新規の道具の準備を禁じたり、巡見時の人馬数を簡素化したり、進  
物を禁ずる等、百姓等に無用の負担をかけまいとする配慮が見られる。  
また代官や名主・庄屋あるいは地頭武士の非分の儀を正し、百姓の難儀  
を取り除こうとする意図が伺われる。「覚」の全文から仁政の意図が読  
み取られる。

以上から、八戸藩に於ても通信のように仁政を意図した藩主や家老が  
存在した事、あるいは代官の中にも、百姓のために尽力した者があつた  
事が知られよう。

## 2 年貢収納の確保増大

年貢・小役金等確保増大のために藩は種々な方策を取つたが、次にあ  
らましを述べる。

### (1) 飯米の節約

藩領の田高は六割に過ぎず、凶作や飢饉に悩まされ続けた藩は、年貢  
米を確保するために、米の消費を抑制する方策を取つた。この為百姓町  
人はもとより、家中に対しても、麦・稗・粟等の混食を奨励した。雑穀  
の混食奨励は前掲「諸国郷村江被仰出」（慶安御触書）の第十一条にも  
見られるものである。これは飢饉に備える対策の一つでもある。二代藩  
主直政の治世に農民に対して発せられた「田植時禁令」を次にあげる。

貞享三年五月朔日（目付所日記）

「一草付馬ニのり申間敷事、

一田畠草取候節昼寝仕間敷事、

一田植之内ハ朝昼晩共ニ飯米ニハ粟稗麦等有合を以田植可申事、

一にきり食無用たるへし、并子供召連申間敷事、

一酒一切可為無用事、

右之通書付を以御町奉行御代官方へ書付四通相渡申候、」

右のうち、第三条は田植時には、三食とも雑穀を食とする事、第四条  
は同じく握飯の禁止（米食でなければ握飯にできない）と子供を同行し  
ない事（田植女たちがつれて行った子供にも食事をさせなければならな  
いから無駄なことであるの意）を命じたものである。「同日記」貞享四  
年四月廿七日の項には、「一田植之時分毎年之通にきり食御法度ニ被仰  
付、御町足輕ニテ触申様ニ与御町奉行へ被仰渡、尤御勘定頭へも同前」

とある。「握食法度」は毎年田植の頃に出され、町組足軽（町奉行輩下の足軽）に触れ廻らせたものである。体力の消耗の甚だしい田植時に於ても、食事についてまで農民は統制されていた訳である。第一条の草付馬に乗る事の禁止は百姓の身分で無礼であるとの意味であり、第二条の田植の時に田のそばで昼寝することを禁じたのは、同じく見苦しく無礼であることを意味し、第一条・第二条ともに身分制に基づく禁令である。

第五条飲酒の禁止は無駄な出費を禁ずる趣旨であらう。なお、「同日記」天和二年五月十八日の項には、田植時に田植の現場に横目（目付）を巡回させた記事があり、「握食法度」等の励行に当たったものと思われる。また作場での昼寝禁止触は「同日記」正徳三年四月廿五日の項にもあり、隠目付を出して取り締らせたと記されている。

## (2) 年貢等未進（不納）に対する処置

### ⑦ 未進年貢催促に足軽派遣

年貢取立の村方の責任者は名主であるが、藩では年貢収納期に、未進年貢催促の足軽を各「通」に毎年派遣し、村々の未進年貢の催促・取立に当らせた事が、「目付所日記」や「勘定所日記」に見られる。その例をあげる。

宝永七年十一月廿七日（目付所日記）

「一志和御納米納兼候ニ付、来ル二十九日御足軽拾五人・小頭五人為御催促被遣、御勘定頭へ被仰渡、」

未進年貢催促の足軽の賄は一汁二菜とし、わらじや履物は出さない事になっており、年貢の催促・取立は、未進額の多いものから始め、取立た金額が三百文以上の場合には肝煎に渡し、次に廻るようにと指示した記

録が「勘定所日記」貞享二年十一月四日の項に見られる。

### ① 田屋引付・田屋詰、勘定所引付・勘定所詰

年貢等未進者に対しては「田屋への引付」（召喚）田屋詰（田屋に年貢等皆済まで留置）等により厳重な督促・取立が行なわれた事が『南郷村史』（南郷村教育委員刊）に、天保三年十月廿二日として『此の度御引付の者、田屋詰の者へ追つて沙汰ある迄本所引取りを申渡される。但し市野沢村善五郎のみは差し留め置かれる。』と述べられている。

さらに年貢等未進の状況によっては、「勘定所への引付」や「勘定所詰」（年貢等皆済まで勘定所へ留置）の処置が取られた。次がその例である。

寛政六年九月朔日（勘定所日記）

「一久慈御代官不上納に付御勘定昼夜詰切被仰付、且此度被招呼候久慈大野名主左之人数勘定所詰被仰付、大野名主吉三郎、久慈名主富右衛門・同村嘉右衛門、

一久慈名主吉三郎、富右衛門右之者共石三百文上納残、并諸出金右掛上納残、今日皆納ニ付本所江引取被仰付申達ス、」（註 久慈名主と大野名主の名前が混同されている）

代官は各「通」の年貢・諸出金徴収の最終責任者である。たまたま久慈通に不上納分があったので、完納まで昼夜勘定所詰切を命ぜられた。

また久慈名主富右衛門と嘉右衛門ならびに大野名主吉三郎は「一石三百文」（高一石について三百文の借上金）と諸出金（諸種の小役金）に不納分があったので、勘定所に引付られ、不納分完納迄勘定所詰とされたものである。なお三人の名主は給所名主であることが、同年八月廿五日の「同日記」に記載されている。代官までが不上納分の完納まで勘定所

昼夜詰切の厳しい処置を受けている程である。寛政四年閏二月朔日の「同日記」には、年貢金不上納の百姓に代って名主が上納したが、本人が度々の呼出にも出頭しなかつたので、代官が藩に伺いを立てた上で、代官専決で手当（処罰）した記録も見られる。最終的には代官が年貢不上納の責任を問われるので、代官としても放置できなかつたものである。

さらに不納年貢が皆納されるまで、親類が代って納付し、出牢を許されたが「城下構」（城下町への立入禁止）の刑罰を受けた事例が「同日記」文政二年六月六日の項に見られる。詳しい事情は一件書付がないので判らないが、年貢不納の諸事情が極めて悪かつたのであろうか。この事例は藩政改革直前のものであり、年貢不納に対し厳しい取立や処置がなされつつあつた時期のものである。その外「手鎖」に付された事例もある。

#### ② 年貢取立の厳重化

また次の様な未進年貢の厳重取立の命令が、天明大飢饉の最中である天明四年十一月十七日の「同日記」に記載されている。

「一御年貢諸出金不上納ニ付、近廻御代官直々相廻敵敷取上候様、尤御得促増被仰付候間、吟味可申旨、久慈・軽米之義ハ一先來廿六・七日迄皆納之義敵敷申遣、右日限迄不上納ニ有之候ハ、御代官兩人詰ニ而村々相廻敵敷取立可申旨御沙汰ニ付、五御代官江申達、」

右の文中の「近廻代官」は、八戸廻浜通、名久井長苗代通代官を指すもので、「御得促増」は未進催促の足輕の人員増を意味する。「御代官兩人詰」は休役の番に当っている代官も代官所に詰め、兩人の代官での意である。飢饉によりさらに悪化した藩財政が背景にあるが、飢饉で疲弊した百姓にとつては正に苛政であつた。天明大飢饉の際でさえも、こ

のような状況であつたから、藩財政の悪化が進むにつれて、未進年貢敵重取立の命令が頻繁に発せられた。しかし広大な穀倉地帯に恵まれた藩とは異なり、持高の極めて零細な百姓が大多数を占めており、慢性的な冷害による減収に悩まされ続けた百姓にとつて、年貢はかなり重い負担だつたと考えられる。なる程生産力の低い地域では、三つ成、二つ成、あるいはそれ以下の歩成であつたが、もともと生産力の低い零細な持高の百姓にとつて、このような低い歩成でも軽租だつたとは言われぬ。年貢等を納めた後に百姓の手元に残る作徳米にしても、零細農民の場合、飯米や日常経費に充当して猶余裕があつたとは考えられず、凶作等の場合には、むしろ飯米や日常主食にも事欠く場合が多かつたのではないか。

「目付所日記」、「勘定所日記」の「両日記」には、冷害や洪水等による減収の場合には、年貢軽減願が農民から差出されている事例がしばしば見られる。このような正式な年貢軽減願差出の有無に拘わらず、藩では検見の結果に基づいて、減収の程度を勘案して、相応の引金（年貢の軽減。年貢を金目高で表示した事による呼称）を実施するのが普通だつた。しかし、引金が行なわれても、収穫の絶対量が減少しているので、藩の収納高も減少するが、農民の手取高も減少するという結果となり、農民の生活はさらに困窮の度を増したものと思われる。

「両日記」には、藩政全期にわたり、年貢未進百姓には、未進年貢の外に、拝借金・拝借米・拝借雑穀等の藩に対する債務を負っている場合が多く見られる。これ等拝借金穀は普通一割八分〜二割程度の複利計算となつていたので、返済が延滞すればする程、債務は累積するのみで、返済は益々困難となつた。年貢未進も、元禄・貞享期の事例を検討すれ

ば、十年間の未進事例も見られ、八年間以上にわたる未進事例もかなりあった事が判る。<sup>(3)</sup>

このような実情から見れば、年貢の嚴重な取立命令が出されても、どの程度に実効をあげたか疑問が残る。

### ⑤ 關所・小者に取上・人足に使用

上述のような年貢・拝借金穀未進は藩財政収入の不安定につながるもので、藩としても放置できない問題であった。藩は未進の実情に依じて、關所・殿中小者に取上・人足に使用等の処置を取った。これ等の処置については、拙稿「年貢未進百姓の關所について―八戸藩の家内關所事例をめぐって―」<sup>(4)</sup>に於て詳述したので、概要を述べるに留める。

關所は年貢等の不納者に対する最も重い処置であり、藩政初期からその事例が見られ、慣習法的な根拠があったと推定される。「上杉文書」八戸藩「例書」の「麗」の卷によれば、農民の「關所・駈落(欠落)潰」<sup>(つぶれ)</sup>(禿とも記されている)に関する藩法令の制定は寛延三年(一七五〇)正月である。これは慣習法的なものを成文化したものであり、次にあげる。

### 「關所駈落潰御裁許

#### 覚

一關所家財家屋敷并田地共ニ御取揚被成候事、

但家屋敷地形共書入等之義無御構御取揚之事、

一駈落者之事、私田地家屋敷共ニ御年金諸拝借分ハ引取其余ハ親類江

被下候事、尤親類遠類共ニ無之節ハ上江御取揚、右之内御代官名主

御年貢筋江加判之借用等有之候ハ、可被成下候事、

一潰御百姓之事、家財家屋敷共ニ被成下御年貢金丈并諸拝借江上納其

余ハ被成下、但家屋敷地方望人も無之候ハ、不殘御吟味之上御引

取、余ハ御代官名主加判并借用江被成下候事、

右三ヶ条之趣年々区々ニ而向々不心得ニ相聞得候ニ付、此度改而申

達候、關所之義ハ其者科ニよりて被仰付候事ニ候得者、御代官名主

斗加判其者右躰之義候ハ、證人請人ヲ可相弁候、尤組合借ハ其組合

之者共ノ弁可申候、貸主損不相成様可申付置候、

一御代官并名主御年貢筋江才覚之趣ニ而御田地家財等御取揚にくき事

に相成候、依之向後者名主加判致候分ハ帳面等御代官見届之上印形

致置可申候、右者寛延三年正月被仰渡也、

右文中に「關所之義ハ其者科ニよりて被仰付候事ニ候得者」とあり、

關所は形式的には刑罰の一種と解される。この法令によれば、關所は家財・家屋敷・田地の没収を意味するが、前述のように、八戸藩において

は、この外に家族・召使の没収も伴うのが通例だった。家族・召使の没

収は、「家内關所」、「人馬家財關所」、「妻子台所入」等と「兩日記」に

表現されている。没収された家族や召使は殿中台所人となり、親類縁者

が身代金を払って貰い受ける場合もあり、入札に付される場合もあった

が、通例は入札に付され、親類縁者等に落札された。したがって、奴隸

売買の観があるが、前掲拙稿の諸事例に徴すれば、落札者は通例親類縁

者であった事、また親類以外の者がより高額に入札した際に、それと同

一金額の礼金を差出すようにと係役人が命じ、親類共に身柄を引渡した

事例が見られる事、親類縁者が身柄を貰受ける際に差出す金が、「身代

金」と表現されている事等から、没収された家族・召使は、実質的には

公的人質の性格を有し、未進年貢等回収の手段とされたものと解される。

しかし極めて厳しい処置である事に変わりはない。なお前掲拙稿の検討事

例によれば、關所は三年間以上の年貢等不納者に対して情状が重い場合に科せられたものと見なされる。

家族・召使の没収と入札について、前記寛延三年の法令は何も触れていない。

前掲「上杉文書」の八戸藩「例書」、「麗」の巻に、「宝曆十三未年十一月禿之者共江被仰渡覚」と題する次のような規定がある。

「一高何石 持高

代何拾貫文

一屋敷 壹軒

代何拾貫文

一家 壹軒

代何拾貫文

一家財 品々

代何貫文

一手廻 何人

同男何人 誰何拾歳  
女何人 誰何拾歳

右人へ六十歳を拾五歳迄撤売 誰 何程、但六拾五歳罷成候へ、親類共ニ被成下候事、幼年之者拾五才迄親類五人組江御預置、十五才

罷成候へ、訴可申候、右身売之者年季并身代持之義へ其節伺之上可被及御沙汰候、尤人主受人者親類五人組之者共相立可申候、但六十才以上へ親類共江以御積可被成下候事、

これは禿（潰）百姓すなわち破産百姓に対する処置を規定したもので

あるが、「家内關所」事例に見られる処置と符合し、しかも前掲寛延三年の法令に続いて収録されている。したがって、禿百姓に対するこの法令は、従来慣習法的に行なわれてきた「家内關所」の処置内容を成文化して、禿百姓に適用したものと推定される。これによると撤売される手廻は六拾才から十五才までの男女で、六十五才になれば親類共に下される事になっており、幼年者は親類や五人組預とし、十五才になった時に届出によって処置がなされた。また撤売される者は「身売之者」と記されているが、その年季と身代持（身代金の意か）は藩当局が定め、人主・請人は親類や五人組に命ずる事になっていた。「身売之者」の年季や身代持、人主・請人についての規定は、国元殿中や江戸詰の小者（掃除坊主とか馬屋・藏小者等）として召使う場合の規定と見られ、次に述べる「殿中小者に取上」の事例に合致する。なお六十一才以上の者は撤に付する事なく、相應の身代金で親類共へ下される事になっていた。

「殿中小者に取上」は、關所に至らない程度の年貢・拝借金未進に対して取られた処置で、未進者の家族から十五才以上の主として若年男子を殿中小者に取上げ、未進分に相当する年季を定め、小者として奉公させ、支給する小遣（給金）の中から毎年三分の一程度の金額を未進金返済に充たされたものである。この年季を「くさり成年季」、未進金返済にあてられる金額を「くさり金」と呼んでいた。「くさり」とか「くさり成」は「拘束」の意と解される。殿中小者に強制的に取上げた事例と未進者の側から、殿中小者として奉公させる事で未進金額を代納させたといふ願ひ出た事例の二種類があるが、いずれの場合も奉公請状が差出されておき、前記宝曆十三年の「禿之者共江被仰渡覚」の内容と一致する。

殿中小者に取上げられた者の中には、実直に奉公したために年季が明け  
る前に奉公を免ぜられた者や家庭の事情を訴えて年季満了前に許された  
事例もあり、厳しい中にも寛大な措置も見られる。殿中小者奉公は厳し  
いものであったに違いないが奴隸的なものだったとは考え難い。なお殿  
中小者は藩政期を通じて常に不足がちであった事が「兩日記」に記述さ  
れている。殿中小者に取上げる場合の未進期間の基準は、諸事例から一  
年間以上と思われる。

この外に年貢・拝借金穀未進を安高人足（日傭人足）として、強制的  
に、あるいは願出により使役し未進額を代納させる方法も取られた。元  
禄期の事例では、安高人足の賃金は一ヶ月一貫文となっていた。貞享・  
元禄期の事例では、人足として使役する場合の未進期間の基準は約八年  
である。

#### ④ 禿（潰）

⑤に於ては、主として藩権力による強制的な未進年貢等の回収処置に  
ついて述べた。

これに対して「禿」は未進年貢・未進拝借金穀上納の目途がつかない  
百姓が、任意に「禿」を藩当局に願出て、裁許を得るものである。形式  
的には願出に対する許可の形を採っているので、闕所のように強制的であ  
るいは形罰的な色彩は見られない。しかし、前掲「宝暦十三末年十一月  
禿之者共江被仰渡寛」に見られるように、禿百姓に対する処置内容は闕  
所の場合と異なる所はない。しかし、この法令が出された以後の禿百姓  
の事例について見れば、田畑・家屋敷・家財の扱についての記録はある  
が、手廻の扱についての記録は管見の及ぶ限りでは見当たらない。今後な

お史料を調査する必要があるが、手廻の扱についての規定は死文化され  
たのではないかと推定される。

「禿」については、「内禿（潰）」と「本禿（潰）」の二種類があつ  
たが、それぞれの内容がどのように異なるのか、史料不足で良く判らな  
い現状である。扱は藩命によって実施され、藩の係役人と大下書、名主  
列席の下に行なわれ、売上代金は第一に年貢・諸役金、拝借金穀の不上  
納分に充当され、第二に名主等裏判の借入金に配当され、第三に相對借  
（私的借財）に配当された。「禿」の記録は宝暦年間から現われ、闕所  
の記録は逆に減少する所から見れば、この頃から藩は年貢等未進百姓に  
ついては、刑罰的色彩の濃い闕所を科するよりも、民事的な「禿」の制  
度を適用する方針を採って、社会状況の推移に対応したのではないかと  
思われる。「禿」の件数は藩財政の窮乏による年貢等の取立強化や凶  
作等と関連して増減があるが、文政二年～天保五年の藩政改革期には、  
年貢・拝借金の未進取立が厳しく実施された結果、たとえば天保二年  
（一八三一）「勘定所日記」によれば、「本潰」は十五件、「内潰」は  
十三件計二十八件に達している。

#### ⑦ 隠田、隠馬に対する刑罰

検地を免がれた隠田は年貢徴収を逃れる事になり、藩としては看過で  
きないものとして、成敗（打首）の重刑を科した事例が少数見られる。  
また、八戸藩では毎年惣馬改を実施して、領内の馬を登録し、馬役金を  
徴収していた。登録を逃れた隠し馬の売人・買人には入牢を命じ、売人  
には科金を科し、馬を没収したり、隠し馬を発見した場合には所持者に  
戸メを科し馬を没収した。馬を飼育していたのは普通農民であり、農民

は馬についても、藩の統制下に置かれていた。

#### ④ 税制面よりする農民統制の強化

八戸藩の財政窮乏対策は他の諸藩と類似したものである。税制の面では新税の創設、増税、臨時税等であるが、ここでは農民関係のものに限定して述べる。

宝永三年（一七〇六）富士山噴火による災害復旧のために、幕府は諸藩から高役金百石に付二両を徴収した。二万石の八戸藩には高役金四百両の上納が命令され、藩は御蔵・給所百姓にこれを割当徴収した。当時は参勤交代の経費調達にも苦慮する状況であり、この高役金も農民に負担させた訳で、いわば臨時税である。享保十八年（一七三三）には、前年関西地方蝗害による飢饉で米価が高騰したので、家臣の俸禄借上を停止したが、それに代って領内惣百姓から高一石について百文の貸上を命じた。名目は貸上であるが、返済された事はなく結局は臨時税に外ならない。延享三年（一七四六）駿府加番の幕命を受け在番中四百人扶持を幕府から支給されたが、六百数十人を在番させるため、総百姓一名につき三〇〇文の貸上を命じ急場を凌ぎ、その二年後寛延元年（一七五〇）公家饗応使を拜命し、財政難のため、宝暦二年（一七五二）惣百姓に対し高一石に付金一步（二五〇文）、凶作の宝暦三年には高一石に付金一步づつ三年間、宝暦四年には高一石に付砂五厘（一〇〇文）の貸上を命じた。貸上は当時臨時的なものだったが、明和年間に恒常化した。天明飢饉中の天明六年から高一石に付三〇〇文（給所百姓は二五〇文）の貸上が恒常化し「一石三〇〇文」と称されるようになった。寛政三年、在々に対し二七九〇両余の才覚金（御用金、将来返済される）同六年八戸近

郷の有力百姓に対し一八〇〇貫文の才覚金、同七年五代官所管内へ四八〇〇貫文の才覚金を課する等有力百姓に対する強制的な借財も繰返された。国元の家老・諸役人は、あらゆる財政窮乏対策を講じたが、御用聞商人よりの借財が多く、繰合せ困難の状態にあった。このため家老・諸役人は主法替（藩政改革）を企て、藩による大豆、メ粕、布苔等の国産品の買上と江戸での販売による利潤、塩釜や鉄山の直営による利潤の外に、牛馬役銭、撤回役銭の税率引上、山役銭等新税の創設、年貢諸役金等徴収の嚴重化等を実施した。このため年貢諸役金不納者の処分、年貢諸役金徴収にあたる代官・係役人・名主等に対する処分が頻発した。このような主法替による過重負担に耐えかね、寛政七年（一七九五）十二月久慈通に一揆が起り強訴を企てた。藩は強訴の簡条、大豆・メ粕・布苔等の買上廃止、塩釜・鉄山直営の廃止、牛馬役銭・撤回役銭の税率を旧に復する事、壱石三〇〇文の貸上廃止、山役銭の廃止等を聞届け一揆は鎮静した。しかし、このため責任を負って家老二人が引退、関係役人三人が自害し主法替は挫折した。

こうして第一次の主法替は挫折したが、七代藩主南部信真はこの挫折した第一次主法替を拡大強化した第二次の主法替を文政二年（天保五年）にわたり強行した。その改革の中で農民に対する統制は強化され、百姓の負担は増大した。負担の増大は主法替以前から始まり、文化八年牛馬役銭・山役銭の二ヶ年倍増、焼失した江戸上屋敷復旧のため総百姓一人につき三〇〇文（給所は二五〇文）の人別手伝金（人頭税、町人にも賦課された）。文化五年（一八〇八）朝鮮使節来朝のため幕府より命ぜられた村高百石につき永二〇〇文の国役金も百姓に割当てられた。文化七

年暮命による一万石につき杵千俵の貯蔵については、百姓に対し高一石に付杵三升五合の上納を命ずる等であった。藩政改革が実施されると、藩専売制が施行された。藩は大豆、メ粕等を低価格で強制的に買上げ、江戸では市価で販売し利潤を得た。低価格での大豆買上などは農民に犠牲を強いるものであり、年貢・拝借金未進の嚴重な取立は禿百姓、欠落百姓の著しい増加をまねき、年貢収納の責任者である代官、係役人のみならず、名主等の処罰も統発し、名主の欠落まで見られた。代官も名主も農民の不上納額を藩金を拝借しても上納しなければならなかった。この主法替による負担の強化に反撥して天保五年（一八三四）正月領内総百姓一揆が起り、一揆の願出の箇条、大豆買上廃止、苳役廃止、山役倍増廃止、牛馬役の税率を旧に復する事（以上農民関係のみ）を聞届け一揆は鎮静した。しかし「一石三〇文」廃止は許可されず、また大豆等重要国産品の買上は農民の反撥を招かない、より緩やかな形で、一揆後も実施されており、藩専売制は緩和された形で続行され、藩政期末に至るが、農民の負担は藩政改革以前に復しただけで、禿百姓や欠落百姓は藩政期末まで見られる。

### ② 年貢等未進百姓の欠落

年貢・拝借金未進で厳しい督促を受け、進退窮まった農民には欠落の手段を取る者もあった。欠落は藩政初期から見られるが、これも未進年貢等の取立強化に伴ない増加した。<sup>5)</sup>特に文政・天保の藩政改革期には欠落件数は急増し、たとえば天保二年には約二五件に達している。この外飢饉時には欠落人数は激増したが、これは食を求めての流亡者の激増によるものである。

### 3 身分階層維持のための農民統制

身分階層維持のために、農民に対してなされた統制は、主として衣食住等日常生活に関するものである。

前述した貞享三年の「田植時禁令」中の「握食法度」も視点を變えれば、百姓身分に属する者に対して奢侈を禁じたものである。

百姓・町人に対しては「ほうかぶり」（頬冠）、乗打（乗馬で通行すること）が禁じられ、百姓が草付馬に乗る事も禁止された。乗打、ほうかぶり、草付馬に乗る事は百姓等の身分として不届であり、武士身分の者に対して無礼であるとして、かような者に出逢った時には名前を聞きただし、係役人へ届ける事を命じ、不届者を嚴重に罰する定めであった。

「乗打・ほうかぶり」禁令、「草付馬乗馬禁止令」は藩政期に於て頻繁に発せられ、宝永四年七月の「覚」には「一草苳馬中荷乗候もの打捨可被仰付旨、先年被仰渡候通、弥乗候もの有之ハ右之通可被仰付候事、」という箇条があり、草苳馬に乗っていた者は打捨にしてもよいとされていた。いわゆる無礼討の公認である。然し後にはこのような不届者に出合った時は名前を聞き係役人に届出る事に緩和された。宝永四年八月の「目付所日記」には乗打した者が「籠（牢）舎」の処罰を受けた事例、享保十二年八月の「同日記」には在町巡回の徒目付に乗打・ほうかむりの即時召捕を命じた記録もある。また藩で禁じたものではなく、村方から願出て許された「くわえきせる禁止札」も「同日記」明和五年七月の記事にある。これは明和五年に、隠居した五代藩主信興が新井田御殿に移転したので、前藩主とその側近に対して無礼がないようにとの趣旨から出たものと思われ、範囲も新井田村に限定されていた。

農民に対する衣服の禁制については「勘定所日記」天明元年十二月十四日の項に「一在々衣服其外御制禁被仰出御書付御渡、御代官へ相渡委ク被仰渡留書有之」とあるが、この留書が無いので、その全容は判らない。しかし、天明二年三月の「目付所日記」には禁制の木綿合羽着用者に科料二貫文を科した事例、「目付所日記」同年八月の項には、法靈神事の折に禁制の衣類着用の百姓十三人に「叱り」と一人五〇〇文の過料を科した事例もあり、同年十二月には、この衣服等に関する禁令の勵行を更に厳達している。また「勘定所日記」文化元年五月の項に、衣服等の禁令緩和を願出て却下された次の記事がある。

「一去月郷村江被仰出候御制服之内、五御代官名主より左之通御免願出、

一木綿単物男之分小間居之者迄

一羽織袴村方重立候乙名共吉凶之節

一地織女帯小間者居之者迄

外ニ湊白銀より

一革緒雪駄

一傘

右之通着用御免被成下度段願出候付申上候所、格段之以御趣意被仰

出候間、難被仰付旨御沙汰有申達、

衣服等禁令之一部緩和の要望が却下された事が判る。「御検約向并御制服被仰渡口達御触書写」<sup>(6)</sup>には、農民の階層別服制や「分相応」の衣食住厳守の規定が見られる。

八戸の町人大岡長兵衛の著『多志南美草』文久二年の記事に「一此両三年穀もの諸色相場高値にて、百姓共格段の金錢を儲け、さなきだに侈<sup>おろ</sup>

の時節がら、別て此節に至大驕奢。夫に付御上様より、百姓共に限りて、心得方御触出しの旨趣は、下着等又は上着たりとも、結城木綿又は引廻合羽を用る事、堅く御停止被仰付事」<sup>(7)</sup>とあり、藩政期末の文久年間に於ても農民に対する衣服等の禁令は厳達されていた事が判る。

(1) 盛田稔『近世青森県農民の生活史』二五三頁。

(2) 『青森県租税誌』前編上、二二三頁「天明三年卯年御物成調」による。『八戸市史』史料編近世7、六八頁参照。

(3) 『八戸地域史』(八戸歴史研究会刊)第九号所収、拙稿「年貢未進百姓の闕所について―八戸藩の家内闕所事例をめぐって―」参照(同誌四〇頁～五九頁)。

(4) 同上。

(5) 拙稿「欠落・出奔考―八戸藩の事例を中心に―」(光星学院八戸短期大学研究紀要第9巻、一頁～一三頁)。

(6) 「上杉文書」の一、内容から文化十一年以後のものと推定できる。年代を特定できないが、「兩日記」の内容と一致する。

(7) 大岡長兵衛『多志南美草』(青森県文化財保護協会刊)第二巻、二二九頁。

## 七 おわりに

幕藩農民統制の背景にある基本的思想・目的が八戸藩の農民統制にどのように投影されていたかを「目付所日記」、「勘定所日記」を中心に概観した。八戸藩の場合、農民統制に最も強い影響を及ぼしたのは漸次深刻化した藩財政の窮乏であり、それに拍車をかけたのは慢性的な冷害に

よる凶作・飢饉であった。基本的に領主・地頭に対する身分的従属関係に置かれていた農民は、藩の支配統制に服せざるを得なかった。藩の支配統制は原則的に旧規先例に従がって行なわれたが、<sup>(1)</sup>前述したように、八戸藩の財政建直しのために実施された二度に亘る主法替に於て、旧規先例を無視した税率の引上・新税の創設、臨時税の賦課、常識を無視した農産物の低価格での強制買上、従来の先例やしきたりに反する年貢等の苛酷な取立等が実施され、過重負担が忍耐の限度を超えた場合には、二度共百姓一揆によって、主法替が挫折している。農民統制が旧規先例に従がって行なわれている限り、藩と農民との平穏な関係は維持されていたと考えて然るべきである。しかし八戸藩の場合も、参勤交代とそれに伴う江戸での消費生活、冷害による年貢収納の減少、幕府への勤役等により、支出が収入を上廻る赤字財政となり、借財の増加を招き、借財返済のために更に更に財政が窮乏し、その結果農民に対する統制を強化し、農民に次第に過重な負担を強いる事になった。年貢は百姓から取るものという基本的観念からすれば余儀ない事であった。しかし、年貢収納の不安定に悩まされた藩は、寛延三年国元の有力商人二人を「御勝手仕送方」に任じ「御仕送」制度を採用、毎月藩経費を仕送商人に立替納付させ、年貢諸役金を以て返済にあて、二〇両につき老歩の利足を付する事にした。これにより藩は計画的な収支を図る事が可能になった。しかし、元来年貢収納の不安定な藩財政の体質から、漸次送商人に対する借財の増大を招き、仕送制も有効な財政再建策とはならなかった。藩財政の全面的商人依存により藩財政の実権は次第に商人に掌握されるに至り、文政・天保の藩政改革が始まる頃には、領内最大の特権商人七崎屋半兵

衛は家老以下の権臣と相互依存関係を深め、「七半」の八戸か、八戸の「七半」かと称される程、藩に影響力を行使するに至った。文政・天保の藩政改革により、七崎屋は改易され、藩専売制が強行されたが、農民に対する統制も前述のように強化された。また藩政改革以後、藩政の終末まで、商人は藩の強力な統制下に置かれ、徹底的に利用され抗する術もなかった。このような状況は前掲『多志南美草』の随所に記述されている。<sup>(2)</sup>農民の年貢等に基本的には依存していたものの、依存しきれなかった結果、商人の積極的利用策を取り、藩政改革が挫折した後は、たとえば、絹・木綿・古手類を扱う権利を問屋仲間の商人に与え、これに資金を貸付し利足を得る金融資本的な財政再建策を併用したと見なされる。<sup>(3)</sup>このような財政再建策は一応の成功を治めたが、支出の増大は引続き、藩は頻繁に有力商人に献金を命じたり御用金を賦課すると共に、農民に対する統制も緩和する事はなかった。農民の年貢に依存する体質から基本的に脱脚できなかった諸藩財政の宿命であったと言えよう。しかし前述のように八戸藩農民にも、幕藩期末には穀物価格の騰貴により生活に余裕が生じた例外的な時期もあった事を付言し本稿を終りたい。

(1) 服藤弘司『幕府法と藩法』、第三節「古法の墨守」参照。

(2) 大岡長兵衛前掲書、第二卷、二六八・四一二・四一三頁等に、藩の当座繰合金上納・献金等について該当記述がある。

(3) 同書、同巻、一八五頁に、木綿仲間に藩庁から仕入金七五〇〇両の貸付があったとの記述がある等。

八戸社会経済史研究会編『概説八戸の歴史』中2、二〇七頁～二〇八頁参照。  
(八戸短期大学教授)